

関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 貨物を業として輸入し、又は輸出する者が保存すべき関税関係帳簿への記載を省略する場合における電磁的方式により受領された輸入又は輸出の許可書について、その取扱いの明確化等を行うこととする。(第1条の4、第8条及び第9条の10関係)
- 2 貨物が通信販売により購入されて外国から発送されたものに該当する場合において、その通信販売に係るプラットフォームがその提供者以外の販売者により利用されるものであることが明らかとなるときに、当該プラットフォームの名称等を輸入申告書に記載すべき旨等を規定することとする。(第7条の6等関係)
- 3 税関事務管理人を定めたときの届出書の記載事項及び添付書類並びに税関事務管理人に処理させる必要があると認められる税関関係手続等を定めることとする。(第11条の2及び第11条の3関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、別段の定めがある場合を除き、公布の日の翌日から施行することとする。(附則第1項関係)